

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業（団体営農業基盤整備促進事業（かんがい排水事業）諏訪地区）を行うことについて令和3年4月9日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和3年4月23日から同年5月13日まで縦覧に供する。

令和3年4月16日

香川県知事 浜 田 恵 造